

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 31 日

大間町長 金澤 満 春



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大間町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地域は漁業を中心とした産業構造である上、夏季冷涼な気候や流通面での問題などから、農業は畜産（肉用牛繁殖）が主であり、耕種農家の大部分は自給的農家であるが、おこっぺいもは町の特産物となっており、維持・拡大を図っている。

今後は、農地中間管理機構を活用するなどして地域の担い手に農地を集積し、担い手の作業の効率化と農地の有効利用を図っていく。